

一宮市障害児通所支援（放課後等デイサービス）事業所公募要領 (2027年2月～2027年9月開所分)

1 公募の趣旨

一宮市では、障害福祉サービス等の適正な量を確保することで、質の高いサービスを利用者に提供するため、総量規制（新規及び定員増を伴う事業所の指定をしないこと）を実施しています。

そうした中で、放課後等デイサービスは2024年度から総量規制を実施してきましたが、現在のサービス供給量（事業所の受入可能枠）に対して第3期一宮市障害児福祉計画に定める2026年度の必要量及び実績見込み量が供給量に近づいていることから、新規に指定する必要量を定め、公募を行うものです。

2 公募内容

（1）サービス種類

放課後等デイサービス（サービスの主たる対象者が、強度行動障害の状態にある障害児、医療的ケアを要する障害児もしくは重症心身障害児となる放課後等デイサービスを除く。）

（2）指定必要量

460人日程度（1か月あたりの人日）

【参考】定員10人で月23日営業する事業所のサービス供給量… $10人 \times 23日 = \underline{230人日}$

（3）開所時期

2027年2月1日～2027年9月1日

※選定された事業所は、上記期間に事業を開始することが必須となります。

（4）公募の対象者

- ・法人であること
- ・児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定のいずれにも該当しないこと

（5）人員、設備及び運営に関する基準

一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定められた基準を全て満たす必要があります。

（6）その他

- ・既存事業所の定員数の増員は受け付けません。
- ・今回の公募により指定を受ける事業所については、サービスが不足する地域に設置する事業所に該当することから、2026年6月に施行された応急的な報酬単価の特例の対象外となります。

3 応募手続

申込みを希望する事業所は、以下のとおり図面相談を行った後、必要書類をご提出ください。図面相談のないまま提出された申請書については受理できません。

(1) 図面相談

ア. 提出書類

建物・設備の設計図面等に以下の事項を記載して、図面相談申込フォームからご提出ください。

(<https://logoform.jp/form/Z3LR/283634>)

- ・各室の用途（発達支援室、相談室、事務室、洗面所、便所、多目的室等）
- ・内寸（壁芯ではない）及びそれに基づく積算根拠（計算式）と有効面積（収納設備等を除いた面積で、単位は㎡）
- ・導線（廊下や出入口等）の有効幅

イ. 受付期間

2026年8月3日～2026年9月30日

ウ. 注意事項

市ウェブサイトに掲載している集団指導の資料（ページID：1047028）をご熟読いただき、要点等を把握した上で図面相談をしていただくようお願いいたします。

(2) 公募申込

ア 提出書類

図面相談完了メールが届き次第、以下の書類をご提出ください。

- 1 公募申込時の提出書類チェックリスト【別紙A】
- 2 一宮市障害児通所支援事業所公募申込書
- 3 履歴（登記）事項全部証明書
- 4 土地・建物の賃貸契約書の写し（契約前のものでも可）又は登記事項証明書
- 5 事業所（建物）の平面図（各室の用途、有効面積及び縦横寸法（内寸）が記載されているもの）
【参考様式1】及び位置図
- 6 管理者の経歴書【参考様式3】
- 7 児童発達支援管理責任者の経歴書【参考様式3】、実務経験（見込）証明書【参考様式4・5】、研修修了証明書等の写し
- 8 資格証等の写し、実務経験（見込）証明書【参考様式4・5】（資格が必要な職種のみ）
- 9 運営規程【運営規程記載例（放課後等デイサービス）】
- 10 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要【標準様式2】
- 11 組織体制図【参考様式12】
- 12 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（従業者全員を記載）【別紙2】
- 13 児童福祉法第21条の5の15第3項各号等の規定に該当しない旨の誓約書【標準様式3】
- 14 役員等名簿【参考様式9】
- 15 障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書【様式第8号】
- 16 障害児通所・入所給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1-2】
- 17 障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書に添付が必要な書類

- 18 事業所の運営実績等確認書【様式 1】
- 19 運営資金の確保状況確認書【様式 2-1】
- 20 収支計画書【様式 2-2】
- 21 事業所における支援の質向上の取組内容確認書【様式 3】
- 22 放課後等デイサービスガイドラインに係る確認書【様式 4】
- 23 事業所の基本方針等確認書【様式 5】
- 24 支援プログラム【様式 6】

※ 様式の中で添付書類が必要な場合は併せてご提出ください。

イ 提出場所

一宮市福祉部障害福祉課 指定・給付グループ

(〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎2階25番窓口)

ウ 提出方法

郵送もしくは窓口

エ 提出期限

2026年10月15日（木）午後5時【必着】

4 事業所の選定

(1) 選定方法

応募件数に関わらず、【別紙C】「放課後等デイサービス事業所の公募に係る選定基準」に基づき、下記ア、イによる審査を実施し、事業所を選定します。そのため、応募事業所が指定必要量を下回る場合であっても、審査内容により選外とする場合があります。

ア 事前審査

障害福祉課が、選定基準のうち客観的評価項目（審査項目 1～4 及び 6 の一部（別紙Cの網掛け部分））について事前審査を実施します。

事前審査の結果、上位 4 事業所について一宮市障害福祉サービス等事業所選定委員会におけるプレゼンテーション審査を行います。（対象事業所には別途通知します。）

※事前審査の過程で生じた確認事項をメール等にて照会する場合がありますので、速やかに回答してください。なお、指定期限内に回答が得られない場合は、審査対象から除外される場合があります。

※事前審査結果に関する質問は受け付けません。

イ プレゼンテーション審査

事業所の選定に当たっては、提出書類の審査及び応募事業所によるプレゼンテーションを行い、選定基準に基づく総合的な評価を行います。

※ 審査に当たっては、原則、事業内容を把握し決定権限を持っている方（管理者等）及び配置予定の児童発達支援管理責任者の参加をお願いします。

(2) 日時

ア 事前審査：2026年10月16日～11月中旬

イ プレゼンテーション審査：2026年11月27日（金）

（３）選定結果の通知

2026年12月上旬

５ 公募に関する質問

今回の公募に関する質問は、別紙４「放課後等デイサービスの公募に関する質問票」によりメールでご質問ください。なお、制度全般に関する質問は、市ウェブサイトに掲載している質問票（ページID：1042491）によりメール（shogaifukushi@city.ichinomiya.lg.jp）にてお問い合わせください。

受付期間：2026年8月3日～2026年9月30日

※電話でのご質問・お問い合わせにつきましてはお受けいたしかねます。予めご承知おきください。

６ 事業所選定後（指定申請）の手続き

（１）指定申請

選定された事業所は、選定結果通知後速やかに、以下の書類をご提出ください。

書類提出から指定まで最低２週間程度の処理期間をいただきますので、**事業開始月の前々月末まで**にご提出ください。なお、提出書類に修正事項等が発生し、期限までに書類が揃わない場合は事業開始月が遅れることがありますので、余裕をもってご提出ください。また、公募申込時にはそれを踏まえて事業所の開所日を検討してください。

１ 事業所選定後（指定申請）の提出書類チェックリスト【別紙Ｂ】

２ 指定障害児通所支援事業所 指定申請書【様式第１号】

※申請する事業所所在地で、他法の指定を受けている事業所又は受ける予定がある場合は、
「他の法律において既に指定を受けている事業所等について【別紙】」を添付してください。

３ 放課後等デイサービス事業所の指定等に係る記載事項【付表１６】

４ 設備・備品等一覧表【参考様式２】

５ 協力医療機関との協定書等の写し

６ 事業等開始届【様式第５号】

７ 障害児通所支援事業所の申請調書【参考様式１９】

※事業開始にあたり、建築基準法及び消防法等への適合が必要となりますので、担当部署と協議の上で作成してください。なお、事業開始予定月の前々月末までに要件の確認ができなかった場合は、指定できませんのでご注意ください。

８ 支援プログラムの公表状況に関する届出書【別紙６１】

９ 業務管理体制の整備に関する届出

※市ウェブサイト（ページID：1040138）をご確認いただき、一宮市に提出が必要な場合はご提出ください。

１０ その他、応募時点では予定（見込み）として提出していたもの（従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表、資格証等の写し、土地・建物の賃貸契約書など）

※ 様式の中で添付書類が必要な場合は併せてご提出ください。

（２）現地確認の実施

（１）の書類が提出された後、開所日までに事業所の現地確認を実施します。支援を行うことができる状態となっているかの確認等を行います。

7 その他の留意事項

- （１）開所時期が2027年9月1日に間に合わなかった場合は、原則、選定結果を無効とします。
- （２）事業所開設地は公募申込後に変更できません。
- （３）その他、選定後の申請内容の変更は原則認めず、選定結果を無効とします。ただし、変更の内容が軽微である等で、一宮市が認めるものについては、この限りではありません。
- （４）虚偽その他不正な申請があった場合、選定結果を無効とします。
- （５）本公募の選定により、土地建物関係の法令上の制限解除や、児童福祉法に基づく指定等が保障されるものではありません。
- （６）事業計画の中止や選定されなかったことに伴う一切の損害等について、一宮市は責任を負いません。
- （７）選定後における事業の権利譲渡等は認めません。
- （８）公募に係る提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

【参考】公募のスケジュール

8月 3日（月）	……公募申込、図面相談、質問受付開始
9月30日（水）	……図面相談、質問受付締切
10月15日（木）	……公募申込締切
10月16日（金）～11月中旬	……事前審査（設備要件、人員基準等の客観的評価項目について）
11月27日（金）	……事前審査上位4事業所によるプレゼンテーション審査
12月上旬	……選定結果通知